

(仮称) 稲城市路上喫煙の制限に関する条例(素案)の考え方

①【 条例の目的 】

周囲の人に対する
○受動喫煙(煙などの迷惑)
○火傷などの危険
○吸い殻のポイ捨て

これらを
招くおそれ
のある
路上喫煙
を規制します。

②【 歩行喫煙の自粛 】

市内全域において、路上等(市が管理する道路等、公園、屋外の公共の場)で歩行中(自転車等走行中を含む)に喫煙をしないように努めるものとします。

④【 路上喫煙禁止区域】

(以下、禁止区域)

エリアを区切った重点的な規制

○人の通行が多い
○他人に迷惑や危険を及ぼすおそれがある

全ての要件を満たし、特に必要とする地域を指定します。

〈具体的な場所〉

市内6駅の各駅から半径300m以内の市が管理する道路等および公園(原則、半径300mに一部でも含まれる公園は、公園全体を規制)、若葉台駅は道路での指定を想定しています。

③【 周囲に配慮した路上喫煙 】

市内全域において、一時的に近くに人がいるような状況では、路上喫煙をしないように努めるものとします。

⑤【 路上喫煙の禁止 】

禁止区域内での路上喫煙を禁止します。

「路上喫煙」とは路上等における…

- 立ち止まっただけの喫煙
- 座りながらの喫煙
- 歩きたばこ
- 自転車や原動機付自転車、自動二輪車等に乗車しながらの喫煙

⑥【 喫煙所の取扱い 】

市では、受動喫煙防止等の観点から、路上等に喫煙所は設置しない。

事業者には、自らの所有する敷地内で発生するたばこの煙により、禁止区域内の路上等にいる人が迷惑を被らないよう、灰皿の撤去・移設や煙の流出の防止など、環境整備に配慮する義務を課します。

⑦【 路上喫煙防止指導員 】

路上喫煙防止指導員を配置します。

業務内容

- 啓発活動
- 指導 など

※条例の実効性を確保するため配置します。

⑧【 過料 】

禁止区域内で路上喫煙を行う者等に対し、過料(2,000円)を科すことを検討します。
※条例施行後、周知啓発をはかり、3年以内に過料規定を施行します。